（様式４）

**「地域まるごとホテル＠三浦半島」〇〇エリア協定書**

（目　的）

第１条　当協定書は、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター（以下、「センター」という。）の所長（以下、「所長」という）が採択する実施計画に基づいて行う地域まるごとホテル＠三浦半島事業（以下「本事業」という。）を円滑に共同で事業実施することを目的とする。

（名　称）

第２条　本エリアは、　　　　　　　　　　　　　　　　エリア（以下「当エリア」という）と称する。

（事業開始時期及び実施期間）

第３条　当エリアは、事業申請書の採択通知をもって、令和　年　月　日に成立し、その実施期間（以下「実施期間」という）は事業を開始した日から〇年とする。

２　前項の実施期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員）

第４条　当地域の構成員は、次のとおりとする。（支店の場合は支店名）

１　名称

２　名称

３　名称

４　名称

５　名称

＊適宜追加してください。

（代表者の名称）

第５条　当エリアは、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第６条　当エリアの代表者は、本事業の実施に関し、当エリアを代表して、次の権限を有するものとする。

　 (１)　当エリアの事業申請書を提出する権限。

　（２）センター及び監督官庁等と折衝する権限。

　（３） その他所長が定めるもの。

（業務分担額）

第７条　各参加事業者の事業の分担は、実施計画に定めるところによるものとする。

（構成員の責任）

第８条　構成員は、本事業の実施に関し、連帯して責任を負うものとする。

（構成員相互間の責任分担）

第９条　構成員が本事業に係る自事業により、センター、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第10条　構成員は、センター及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

（当事業実施途中における構成員の加入）

第11条　構成員の加入は、センター及び他の構成員全員の承認により、可能となる。

２　構成員の加入の際には、事業の変更を行い、速やかにセンターの承認を受けるものとする。

（当事業実施途中における構成員の脱退）

第12条　構成員は、センター及び他の構成員全員の承認がなければ、当地域が本事業を完了する日までは脱退することができない。

２　実施期間中に、前項の規定により構成員を脱退した者があり、実施計画の遂行が難しくなった場合については、センターに事業の廃止の届出を行い、所長より承認を得て本事業を終了することとする。

（本事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第13条　構成員のうちいずれかが実施期間中に破産又は解散し、実施計画の遂行が難しくなった場合については、センターに事業廃止の届出を行い、所長の承認を得て本事業を終了することとする。

（センター調査への協力）

第14条　構成員は、センターが、本事業に係る計画実施の適正を期するため必要があると認めた場合に実施する、本事業の処理状況に関する調査に対して、特別な理由がない限り要請に応じることとする。

（解散後のかし担保責任）

第15条　当地域が解散した後においても、事業実施内容にかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書の定めのない事項）

第16条　この協定書に定めのない事項については、構成員間において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ほか　　者は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地域協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

所在地

名　称

代表者（職・氏名）

所在地

名　称

代表者（職・氏名）

所在地

名　称

代表者（職・氏名）

＊適宜追加してください。